

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量               | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地   | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                      | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)  | 予定価格      | 契約金額      | 落札率    | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考  |
|----------------------------|--|-----------|--|---------------|--|-----------|-----------|--------|----------|---------|---------------|---------|---|
|                            |  |           |  |               |  |           |           |        |          | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |   |
| 平成30年度函館市有地の賃貸借            | 分任支出負担行為担当官<br>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター庶務課長 渡辺芳江<br>函館市湯川町1-35-20 | 平成30年4月2日 | 函館市長<br>北海道函館市東雲町4番13号                 | 9000020012025 | 函館市所有地に立地している函館視力障害センターが業務を遂行するため当該土地を賃借するものであり、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。 | 9,212,208 | 9,212,208 | 100.0% | 0        |         |               |         | 1者  |
| 平成30年度暖房用ボイラーで使用する都市ガスの供給  | 分任支出負担行為担当官<br>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター庶務課長 渡辺芳江<br>函館市湯川町1-35-20 | 平成30年4月2日 | 北海道ガス株式会社<br>函館市万代町8番1号                | 5430001021815 | 当センターが所在する地区における都市ガス供給事業者は1者のみであり(契約直前の時点)、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。      | 6,737,694 | 6,737,694 | 100.0% | 0        |         |               |         | 1者<br>単価契約<br>[@107.68/m <sup>3</sup> (税込)] |
| 平成30年度給湯用ボイラー等で使用する都市ガスの供給 | 分任支出負担行為担当官<br>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター庶務課長 渡辺芳江<br>函館市湯川町1-35-20 | 平成30年4月2日 | 北海道ガス株式会社<br>函館市万代町8番1号                | 5430001021815 | 当センターが所在する地区における都市ガス供給事業者は1者のみであり(契約直前の時点)、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。      | 2,474,907 | 2,474,907 | 100.0% | 0        |         |               |         | 1者<br>単価契約<br>[@122.19/m <sup>3</sup> (税込)] |
| 平成30年度エレベータ保守点検業務委託        | 分任支出負担行為担当官<br>国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター庶務課長 渡辺芳江<br>函館市湯川町1-35-20 | 平成30年4月2日 | フジテック株式会社北日本支社北海道支店<br>北海道札幌市中央区大通西8丁目 | 3180001009212 | 一般競争入札を実施したが、落札者が辞退したため、予決令第99条の3の規定により随意契約とした。                            | 2,169,892 | 1,181,822 | 54.5%  | 0        |         |               |         |   |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。